

第拾七條 中央委員會ハ次期大會迄ノ決議機關ニシテ大會ニ責任ヲ負フモノトス

第拾八條 中央委員會ハ中央委員及本館役員ヲ以テ構成シ執行委員長之ヲ召集ス、但シ中央委員三分ノ二以上ノ要求アリタル場合ハ執行委員長之ヲ召集スルヲ要ス

第拾九條 中央委員會ハ執行委員ヲ互選スルモノトス

第貳拾條 中央委員會ノ議事ハ大會ノ規定ヲ準用ス

第三節 執行委員會

第貳拾壹條 執行委員會ハ執行委員長、書記長、會計、常任執行委員及ヒ執行委員ヲ以テ構成シ本組合ノ執行機關ニシテ大會及中央委員會ノ決議ヲ執行スヘキ責任ヲ有スルモノトス

第貳拾貳條 執行委員會ハ常時組合事務執行ノ爲メ常任執行委員ヲ互選ス

第貳拾參條 執行委員會ハ書記若干名ヲ選任ス、書記ハ書記長ト共ニ書記局ヲ構成シ本組合ノ事務ヲ統括シ各種ノ委員會ニ出席シテ發言シ得ルモノトス

第四節 常任執行委員會

第貳拾四條 常任執行委員會ハ執行委員長、書記長、會計及常任執行委員ヲ以テ構成シ常時組合ノ事務ヲ執行スルモノトス

第貳拾五條 常任執行委員會ハ其ノ目的達成ノ爲メ左ノ部門ヲ置ク

- (1) 組織宣傳
- (2) 教育出版
- (3) 爭議
- (4) 調査
- (5) 財政
- (6) 青年
- (7) 婦人
- (8) 工場
- (9) 礦山
- (10) 農村
- (11) 市民
- (12) 政治

第四章 役員

第貳拾六條 本組合ハ左ノ役員ヲ置ク

- 1 執行委員長 一名
- 2 書記長 一名